

2010年5月27日

株式会社 ECC  
代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島  
〒540-0033 大阪市中央区石町  
1丁目1番1号天満橋千代田ビル  
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

### 申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体において、貴社の「受講申込書（契約書）」及び「受講生及び保護者の皆様へ（自主規制交付書面一月謝支払い用）」等を検討したところ、契約条項等について特定商取引法に反し不当との疑義が生ずる点がありました。そこで、2010年3月29日付「お問い合わせ」を送付したところ、これに対し貴社より2010年4月8日付文書にて回答がありました。当団体は、貴社からの回答も含め検討を重ねた結果、特定商取引法に反し不当と思われる点があると判断いたしました。

よって、当団体は、貴社に対し下記のとおり、当該条項を修正・削除するなど対応いただくよう申し入れます。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2010年6月17日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

また、「申入」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

## 記

### 第1 申入の趣旨

- 1 支払方法を月謝払制にしている契約についても、受講期間が2か月を超える場合には、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するものとして、同法所定の法定書面の作成交付、クーリングオフの導入など、同法の特定継続的役務提供について定められた全ての義務を遵守する等適切な措置を講ずること。
- 2 「受講生および保護者の皆様へ（自主規制用交付書面一月謝支払い用）」と記載された書面について、「（自主規制用交付書面一月謝支払い用）」という記載を削除し、「（自主規制交付書面一受講期間が2か月以下の場合）」という記載に改めること。
- 3 申込書上は2か月を超えない受講期間が記入されたとしても、契約締結時に1年間分の教材等を販売したり、1年間分の諸経費等を徴収する場合には、月謝払制を採用するか否かを問わず、実質的に拘束される役務提供期間は2か月を超える期間にわたる契約に該当し、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するものとして、同法所定の法定書面の作成交付、クーリングオフの導入など、同法の特定継続的役務提供について定められた全ての義務を遵守する等適切な措置を講ずること。

### 第2 申入の理由

貴社の「受講生及び保護者の皆様へ（自主規制交付書面一月謝支払い用）」と題された書面によりますと、貴社が提供されている語学教室の受講契約にはクーリングオフ制度がない旨記載されており、貴社は、月謝払制の受講契約については、全て、特定商取引法上の特定継続的役務提供契約に認められるクーリングオフ制度を認めないことを前提に契約締結の勧誘、契約の締結行為を行っていると思われま

す。そして、貴社は、支払方法を月謝払制にしていることを根拠に、特定商取引法上の「特定継続的役務提供契約」に該当しないとの見解を示されています。

しかしながら、支払方法を月謝払制にしているか否かは、役務提供期間とは無関係な役務の対価の支払方法の問題に過ぎず、したがって、月謝払制を採用しているか否かを問わず、実質的に拘束される役務提供期間が2か月を超える期間にわたると判断される場合であれば、役務の対価の支払方法について月謝払制を採用している場合であっても、特定継続的役務提供に該当します。

したがって、受講期間が2か月を超える場合でかつ月謝払制を用いている場合に、クーリングオフを認めないと契約者に告知する行為は、特定継続的役務提供契約の締結について勧誘するに際し、特定継続的役務提供契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項について不実のことを告げる行為（同法第44条第1項第6号の禁止行為）に該

当し、同法第58条の8第1項第2号ハによる差止請求権の対象となります。

さらに、役務提供期間が2か月を超える契約についてはクーリングオフ制度が法律上認められるにもかかわらず、役務の対価の支払方法が月謝払制である場合にはこれを一切認めないという「特約」（同法第48条第8項の特約）を含む特定継続的役務提供等契約の申込みまたは承諾の意思表示を行う行為については、同法第58条の8第2項1号による差止請求権の対象にもなります。

貴社が支払方法を月謝制により提供している英会話講座は、2か月を超える期間の受講を申し込む消費者が大半であると思われるところ、貴社は、現に、不特定かつ多数の者に対して、受講期間が2か月を超えることが申込書面上明らかであるにもかかわらず、支払方法が月謝制であるということだけで、特定商取引法上当然に認められるクーリングオフ制度を認めないということを知り、それを前提に、契約締結について勧誘し、契約締結行為を行っています。貴社の上記行為は、まさに、不特定多数の消費者に対して、同法第44条第1項第6号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるとき（同法第58条の8第1項第2号ハ）または、「クーリングオフ制度なし」という同法第48条第8項に規定する特約を含む契約の申込みまたはその承諾の意思表示を現に行いまたは行うおそれがあるといえることから、同法第58条の8第2項第1号に基づく差止請求権の対象となります。

以上より、申入の趣旨1，2を行う次第です。

また、貴社においては、年間カリキュラムに沿った内容の教材等を受講契約時に販売し、受講料以外の諸経費等についても1年間分を受講契約時に一括して徴収していると思われま。

さらに、「受講申込書（契約書）」には、「受講期間」という欄が設けられているところ、この欄には「年 月 日」と記載されていることからしても、この「受講期間」欄には月謝払制であるが、2か月を超える受講期間を記入することが当然に想定されている書面であるといえます。

また、申込書面上は2か月を超えない期間が記入されたとしても、契約締結時に1年間分の教材等を販売したり、1年間分の諸経費等を徴収したりしているならば、月謝払制を採用するか否かを問わず、実質的に拘束される役務提供期間は2か月を超える期間にわたる契約に該当するものと言わざるをえませんので、この場合には、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するものというべきです。

以上より、申入の趣旨3を行う次第です。

なお、さらに、貴社に対しては、上記申入の趣旨を踏まえ、既に契約締結済みの月謝払制を採用する契約について、実質的に拘束される役務提供期間が2か月を超える期間にわたる契約については、契約者に対して特定商取引法所定の法定書面を新たに作成して交付すること、及び、契約者からクーリングオフの申出があった場合にはこれに応じることを要請する次第です。

以 上